

# 味の素東海工場OB会会則

## 第1条（名称および所在地）

本会は「味の素東海工場OB会」と称し、所在地を味の素労働組合東海支部内とする。

## 第2条（目的）

本会は、会員の健やかな生活と会員相互の親睦をはかると共に、味の素株式会社の発展に協力することを目的とする。

## 第3条（構成）

本会は次の者を会員として構成する。

1. 東海工場を定年退職して、入会を希望する者。
2. 東海工場に在職歴があり、他社、他事業所で定年を迎え、入会を希望する者。
3. 東海工場に在職歴があつて、60歳の定年前に退職した者で入会を希望する者。
4. その他、幹事会で入会を認められた者。

## 第4条（入会および退会）

本会は、前条に該当する者の入会および退会は本人の意志を尊重する。

## 第5条（役員と任期）

1. 本会は、会を運営するため次の役員を置く。

会長 1名、副会長 1名、会計 1名、幹事 5名以内

2. 前項の役員をもって幹事会を構成する。
3. 全役員任期は2年とし、再任を妨げない。2年とは総会で選任後から翌々年の総会終了までとする。

## 第6条（役員を選出）

本会の役員は、総会で会員の中から互選により選出する。

## 第7条（総会）

1. 本会は、会員相互の親睦と会の運営に関する事項を審議するため総会を開催する
2. 総会は毎年1回5月に定時総会を開催し、必要あるときは臨時総会を開催する。
3. 総会における決定は、出席者の過半数以上の同意をもって成立する。
4. 幹事会は、定時総会において年次の活動計画と活動報告および予算と決算報告を

行う。

#### 第8条（会費）

1. 本会を運営するため、会員から年次会費として3,000円を徴集する。
2. 会費の納入は、原則として毎定時総会時とする。
3. 本会の年次は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

#### 第9条（慶弔などの定め）

##### 1. 慶弔の定め

##### 1) 慶事 会員が次の年齢に達したとき

満77歳（喜寿） お祝いとして1万円の商品券を贈る

満88歳（米寿） ”

満99歳（白寿） ”

##### 2) 弔事

①会員が亡くなられた時、ご遺族に香奠として2万円を贈る。

②会員の奥様が亡くなられた時、会員に香奠として1万円を贈る。

##### 2. 病気のお見舞

会員が病気または怪我などで入院加療が2週間以上におよんだ時、お見舞いとして5千円を贈る。ただし1回を限度とする。

3. 災害を受けた会員へのお見舞は、幹事会でその都度協議して決める。

4. 本条各項とも返礼は無しとする。

5. この定めがない事項は、幹事会の協議により決める。

#### 第10条（幹事会）

1. 幹事会は、必要に応じ会長が招集し開催する。

2. 幹事会は、本会の目的にそった年間の活動計画をたて、総会の承認を得て諸行事を実施する。

3. 本会の運営に必要なことで会則に定めのない事項は、幹事会で協議して決める。

必要によって幹事会運営内規を設けることができる。

#### 第11条（付則）

この会則は、平成12年5月22日より実施する。